

令和 4 年度名古屋市教育委員会第10号議案

名古屋市立小・中学校の通学区域の設定及び変更について

名古屋市立丸の内小学校の通学区域の設定及び名古屋市立丸の内中学校の通学区域の変更について次のように定め、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

1 名古屋市立小学校の通学区域の設定

次の区域を名古屋市立丸の内小学校の通学区域とする。

名古屋市立名城小学校及び名古屋市立御園小学校の通学区域

2 名古屋市立中学校の通学区域の変更

次の区域を名古屋市立丸の内中学校の通学区域とする。

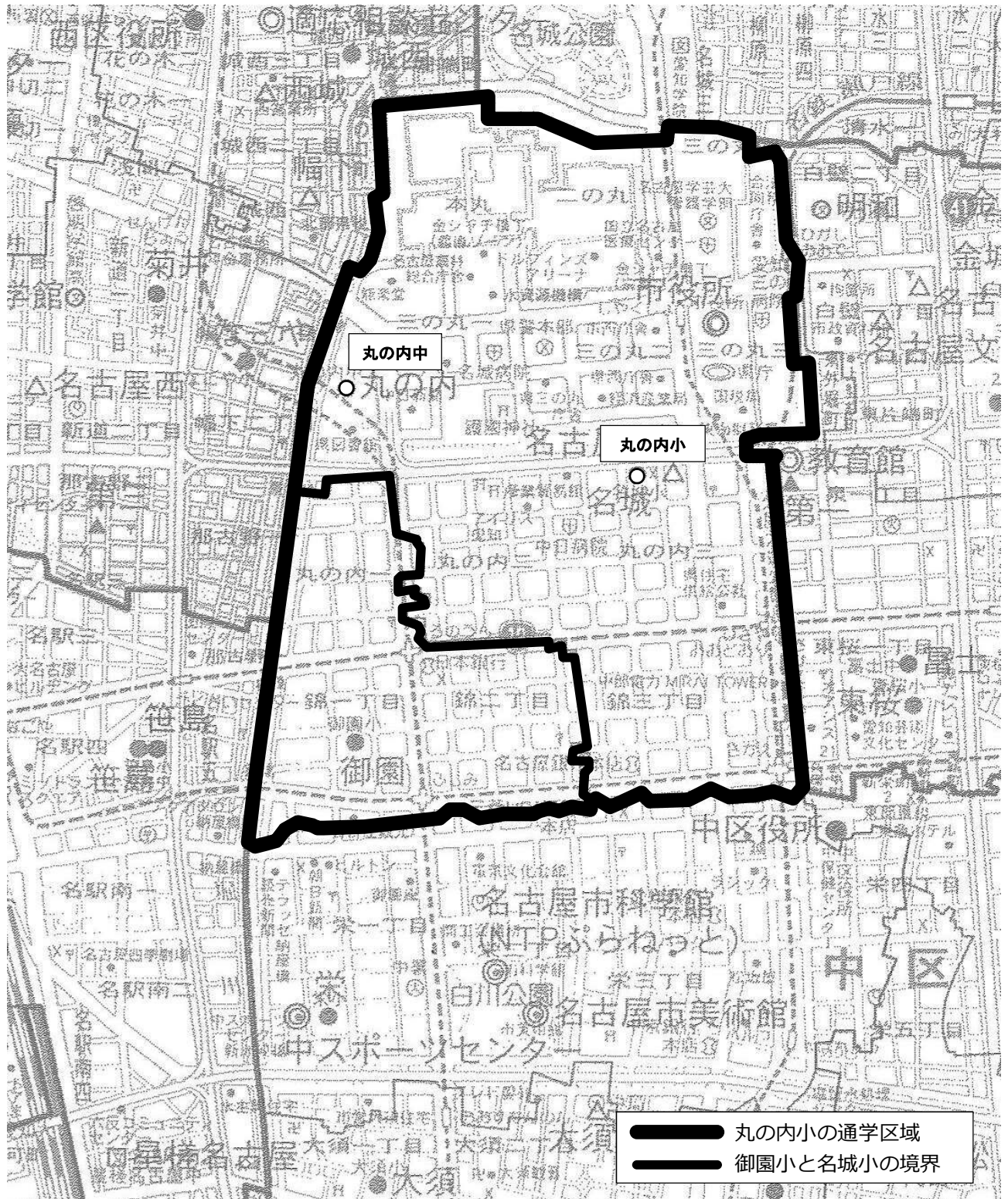
名古屋市立丸の内小学校の通学区域

(理 由)

この案を提出したのは、統合による小学校の通学区域を定める等の必要があるによる。

(令和 4 年10月14日提出 総務部教育環境計画室)

丸の内小学校の位置及び通学区域



※この地図の作成にあたっては、名古屋市学校配置図の一部を使用し、複製したものです。(東洋地図株式会社承諾済)